第6回生活環境保全のための新たな対応策検討会議 会議録 日時:令和5年2月2日(木)

◆会議出席者

<委員>

座長 砂田 英司 山梨県環境・エネルギー部 次長 板垣 勝彦 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授

大久保 勝徳 一般社団法人 山梨県建設業協会 専務理事 公益社団法人 山梨県畜産協会 専務理事 輿水 佳哉 反田 成樹 一般社団法人 山梨県産業資源循環協会 会長

知見寺 好幸 山梨県中小企業団体中央会 事務局長

弁護士 長倉 智弘

平松 晋也 信州大学学術研究院農学系 教授

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 藤田 正実

適正処理対策部長

水谷 三重子 農業従事者

宮脇 健太郎 明星大学理工学部 教授

山本 新二 山梨県砂利組合連合会 事務局長 若生 直志 山梨大学生命環境学部 助教

(敬称略、座長以下50音順)

<事務局>

環境・エネルギー部 大気水質保全課 林政部 森林整備課 県土整備部 都市計画課、技術管理課

◆次第

- 1 開 会
- 2 議事

これまでの検討の総括と今後の対応について

3 閉 会

◆資料

資料:これまでの検討の総括と今後の対応

◆参考資料

参考資料1:生活環境保全のための新たな対応策検討会議開催要綱

参考資料2:委員名簿

◆内容

1 開 会

(司会)

定刻となりましたので、ただ今より、第6回生活環境保全のための新たな対応策検討会議を 開催いたします。

私は本日の進行を務めます大気水質保全課 総括課長補佐の佐藤です。よろしくお願いいた します。

委員の皆様におかれましては、御多忙のなか、御出席いただき、誠にありがとうございます。 本日は、対面とWebのハイブリッドの会議形式をとらせていただいております。

会場に出席の委員は、マイクを通して発言いただき、発言後はマイクをオフにしてください。 また、Webで御参加の委員の皆さま方は、ハウリング防止のため、御発言する場合以外は、 マイクをミュートにしていただきますようお願いします。

続きまして、議事に入ります前に、会議、会議録並びに会議資料の公開等について申し上げます。

まず、本日の会議は、事前に御案内いたしましたとおり、公開とさせていただきます。

会議録につきましては、委員の皆さま方に御確認をいただいた後に、公表することを予定しております。

また、本日の資料は、事前に配布させていただいておりますが、次第、資料、参考資料 1 ~ 2となります。

こちらにつきましても、検討会終了後に公開することとしております。

本検討会議の座長につきましては、要綱第4条第2項の規定により、環境・エネルギー部次 長が当たることとなっております。

それでは、砂田次長お願いいたします。

2 議事

(座長)

皆さんこんにちは。環境エネルギー部の砂田でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から山梨県の環境保全行政に対しまして、深い御理解と 御協力いただき誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、昨年の2月に第1回目の検討会を開催いたしまして、 これまで5回検討会を重ねて参りました。

その際に活発な御意見いただきまして、誠にありがとうございます。

これまでの会議では、山梨県内で問題になりました事例を参考に、現状の制度の問題点、土砂や廃棄物に関する課題を洗い出しまして、対応策につきまして、様々な御意見をいただきました。

本日、6回目で最後になりますが、これまでの議論の総括を行いまして、皆さんの具体的な 意見を参考にしまして、今後の制度の設計にあたっていきたいと思います。

本日も、これまでと変わらぬ活発な忌憚のない意見をいただきたいと思います。

本日はよろしくお願いいたします。

次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、事務局から廃棄物と土砂に分けまして、説明をします。

そのあと、委員の皆様から意見をお伺いしたいと思っております。

時間も限られておりますので、事務局におかれましては、簡潔な説明をお願いいたします。 では、よろしくお願いします。

(事務局 中川課長)

大気水質保全課の中川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、これまで委員の皆様方からいただきました御意見を踏まえ、検討の総括と今後の対応として整理した資料により、説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

第1回目の会議では、土砂と廃棄物等について、検討の端緒となった3件の事例における問題点及び類似の問題点を持つ廃棄物等の洗い出しの方向性について、御検討いただきました。

1つ目の事例は、事業者が、自ら管理する土地で、汚泥などの産業廃棄物を堆肥原料と称して受け入れ、野積みした事例です。堆積物の内部では高濃度の硫化水素が発生していたため、 最終的に県が行政代執行を行った事例でした。

3ページを御覧ください。

2つ目の事例は、河川区域内で発生した産業廃棄物の不法投棄事例です。製品の製造過程で発生した汚泥を場内で多量に保管していた事業者が、その一部を事業場外に移動し、河川に不 法投棄した事例でした。

4ページを御覧ください。

3つ目の事例は、無許可盛土の事例です。本県では、土砂の埋立てについて、面積が3,000m²以上の場合は、条例に基づく許可が必要です。

しかし、事業者は、この許可を受けることなく、多量の土砂により盛土を行い、県の是正指 導にも応じず、盛土が残置した事例でした。

これら3件の事例は、いずれも早期発見や、行政指導が困難であったこと、さらに、環境影響が生じていたり、そのおそれがあったりといった共通の課題があったことから、この会議において土砂と廃棄物等を合わせて検討していただくことになりました。

5ページを御覧ください。

土砂と廃棄物等ですが、土砂と異なり廃棄物等は、性状が様々で、その発生源も多岐に渡ります。このため、堆肥原料と無機性汚泥以外にも、対応策を検討していく対象物がないか、類似の問題点がある対象物を洗い出すこととしました。

事例 1 からは、廃棄物認定に時間を要したという問題点から、有価物か廃棄物かの判断が難しく大量放置につながるおそれがあるものを、検討対象として洗い出していくことになりました。

また、事例2からは、多量に発生する無機性汚泥の処理が進まないという問題点から、多量に発生する廃棄物で重大事案化するおそれがあるものを、洗い出していくこととなりました。

このように会議では、問題点を整理し、検討対象の議論を進めていただきましたが、土砂については盛土規制法が成立するなど状況の変化もあり、対応策については、土砂と廃棄物等に分けて、それぞれ検討していく必要があることを整理いただきました。

このため、本日の資料については、これまでの検討で整理した内容と今後の対応につきまして、土砂と廃棄物等とに分けてまとめております。

それでは、まず、廃棄物等について、これまでの検討を整理した資料で説明させていただき

ます。

7ページを御覧ください。

廃棄物等につきましては、洗い出した対象物の発生段階に着目し、廃棄物等と使用済み物品とに区分し、どの段階での保管で重大事案化するおそれがあるか、対象物毎に取り扱い状況と規制の内容やその運用状況を整理し、対応策を検討する必要がある対象物の絞り込みについて、検討をいただきました。

その結果ですが、8ページを御覧ください。

廃棄物等については、多量に排出される7種類の廃棄物のうち、取り扱い状況と、規制や運用状況から、家畜ふん尿とがれき類を除く5種類について、排出事業者による事業場外への移動や保管において、また、中間処理業者や利活用者による移動や保管において、重大事案化するおそれがあることを整理することができました。

現状の規制法令等では、排出事業者による移動や保管行為は、把握が難しいこと、また、中間処理業者により、一旦、処理されたものは、有価物主張されると廃棄物認定に時間を要し、廃棄物処理法に基づく改善命令などの措置を直ちに講じられないといったことが整理できました。

一方、使用済み物品については、回収業者により収集され、保管される過程で不適切な取り扱いがなされると、火災の発生や、汚水の流出、騒音の発生といった生活環境保全上の支障を生ずるおそれがありますが、有価物であるため、既存法令には、保管などの基準はなく、指導が困難であることや、保管に伴い劣化が生じ、価値が低下するようなことがあっても、廃棄物認定が困難であると、法令に基づく措置を直ちに講じられないといったことが整理できました。9ページを御覧ください。

絞り込んだ対象物と行為を、①から③の3つに区分し、それぞれについての課題を整理いた だきました。

結果、移動や保管を把握する仕組みがない、保管などの基準がない、行政権限がない、隠ぺいが行われやすい、廃棄物の処理が進まない、という5つの課題があること、また、これらの課題に対して、早期に移動や保管を把握する仕組み、基準の設定、行政権限の規定、抑止力の設定、監視の強化といった5つの方向性で対応策を検討していく必要があると整理できました。

10ページを御覧ください。

次に、対応策を講ずる範囲を御検討いただきました。その結果、表の黄色の部分については、 廃棄物処理法の規制がなく、その他の法令等でも、課題の解決に十分な規制等がないことから、 新たなルールの検討が必要であることが整理できました。

11ページを御覧ください。

このような検討により、導き出された今後の対応として、大きく2つにまとめることができました。

一つは、新たな制度の創設です。汚泥などの産業廃棄物や、廃棄物を処理したもの、金属くずなどの資源として回収されたものといった再生資源物の適正な保管に係る規制です。

もう一つは、その制度の運用体制の整備です。制度ばかり設けても、それを十分に機能させることができなければ、制度の運用において隙間をつくり、事案の早期発見や早期指導の機会を逃してしまいます。そうならないよう、これまで以上に関係機関が連携して、隙間のない運用を図ることが重要であるということです。

12ページを御覧ください。

まず、新たな制度の創設についてです。

これまで御検討いただきましたことを基に、規制の概要を整理いたしました。

規制の目的は、生活環境の保全であり、そのために、産業廃棄物や、廃棄物を処理したもの、 収集された金属くずなどといった再生資源物の屋外における適正な保管等を規制する必要があ るということです。

会議では、他自治体の例も御検討いただくなかで、目的を達成するために必要な規制は何か、 その規制は過剰なものとなってはいないか、効率的なものであるか、といった点を御検討いた だきました。

その結果、対象とする保管を早期に把握するための事前届出や、基準の設定、行政の権限などを設ける必要があることが整理されました。

ただし、規制を設けることで、適正に事業を行っている事業者にも影響が及ぶと考えられることから、留意点として事業活動への影響を十分に考慮し、具体的な制度設計を行う必要があることを確認いただきました。

13、14ページを御覧ください。

会議では、廃棄物以外の再生資源物の保管に係る基準についても、御検討をいただきました。

13ページでは、廃棄物を処理したものに係る保管基準を、14ページでは、使用済み物品などに係る保管基準のイメージを整理してございますが、いずれも廃棄物処理法における類似の対象物の規制と同様の基準を設けるとことが適当であると整理されました。

15ページを御覧ください。

次に制度の運用体制の整備についてです。新たな制度を、効果的に隙間なく運用していくためには、関係機関等との連携強化が必要であり、本県の生活環境を保全していくために、県、市町村、県民、事業者が、それぞれの役割をしっかりと認識し、協力、連携していくことが重要であると整理されました。

県や市町村は、パトロールなどにより情報を共有したり、必要に応じ、連携して事業場への立入調査を行ったりすることなどにより、廃棄物等の不適切な保管を早期に発見し、指導を行い、早期段階で改善させることが必要であること、また、県民や事業者には、廃棄物や不要となった物の処理が適正に行われるよう法令等を遵守することはもとより、県や市町村の施策に協力することや、自主的な取り組みを進めること、また、不法投棄などを発見したときは、関係機関に情報提供を行うことなどを求めるなどといったことが整理されました。

そういった県民や事業者の行動を促すためにも、県や市町村は連携して啓発事業を行うことや、産業廃棄物の処理については、排出者責任に基づく適正処理を促進するための誘導的な施策を講じていくことが求められていることが整理されました。

以上が、廃棄物等について、これまでの会議における検討の総括となります。

(事務局 森林整備課 竹下課長補佐)

続きまして、土砂に関わる検討について林政部森林整備課の竹下が説明します。

まず、課題と検討すべき対応策についてです。

山梨県では、平成20年より土砂条例を制定し、県内全域で盛土の規制を行ってきましたが、 北杜市のような事例も存在しています。

土砂についての課題は、不法盛土の抑制、適正な盛土の造成、既存盛土の管理の3項目が考えられます。

まず、1番目の不法盛土の抑制の課題については、民間工事における建設発生土の搬出先が 明確でないこと、不法盛土の早期発見及び指導が困難であること、条例の規制、罰則では、不 法盛土が抑制されないといったことがあります。

これに対する対応策の方向性は、土砂の発生元及び搬出先の把握、地域における情報共有、 連絡体制の構築、規制対象の拡大、厳罰化であると整理しました。

2番目として適正な盛土の造成の課題は、工事中断による盛土の放置のおそれがあること、 盛土等の安全性を確保する必要があることが挙げられます。

これに対する対応策の方向性は、事業者の能力に関わる基準の設定であると整理しました。

3番目は、既存盛土の管理についての課題です。盛土が適正に管理されていないおそれがあること、代執行などの費用回収ができないおそれがあることです。

これに対応する方向性としましては、事業者、土地所有者等の責任の明確化であると整理しました。

次に、令和4年5月に公布された盛土規制法による課題への対応についてです。

不法盛土の抑制については、許可申請前の地域説明会の開催等の制度化、許認可・届出内容の公表等、関係市町村への通知の制度化、規制対象の規模要件の低下及び厳罰化などが制度化されます。

適正な盛土造成についてですが、許可基準に工事主の資力、信用、工事施工者の能力を新設 しています。

また、有資格者の設計による盛土の構築を義務化することなどが制度化されます。

既存盛土の管理についてですが、規制区域内の土地所有者に対する災害防止措置の勧告や改善の会、罰則の制度化、代執行の費用について、工事主の他、土地所有者に負担させることが制度化されることになっています。

今後は盛土規制法を最大限活用し、このような課題に対応していく予定でいます。

(事務局 都市計画課 雨宮課長補佐)

それでは資料の20ページです。

盛土規制法の主な内容について、県土整備部都市計画課雨宮から説明をさせていただきます。 前回の会議以降、公表された部分もありますので、改めましてここで説明をさせていただき たいと思います。

1、盛土等の規制対象、安全性の確保についてです。

まず一つ目の規制区域ですが、知事等が盛土等により、人家などに被害を及ぼし得る区域を 規制区域として指定をします。

この区域の指定にあたっては、意見聴取、それから指定の申し出等、市町村が関与できる仕組みが導入されております。

また、都道府県は、定期的にこの規制区域の指定、それから見直し、これに必要となる基礎 調査を実施することとなっております。

続いて、規制対象ですが、今申し上げた規制区域内で行われる盛土等を知事等が許可をする こととなりますが、宅地造成の際に行われる盛土だけでなく、単なる土捨て行為、それから一 時的な仮置きも規制の対象となります。これについては後程細かく説明します。

許可基準、それから手続きですが、災害防止のために必要な許可基準、技術基準等を設定しております。

また、許可にあたり、土地所有者等の同意、周辺住民への事前周知として説明会の開催等を 要件化しております。

中間検査、完了検査につきましては、許可基準に沿って安全対策が行われているかどうか、 これを確認するため、下の図にあるように、施工状況の定期報告、それから施工中の中間検査、 工事が完成した後の完了検査を実施することとしております。

続いて21ページをお願いします。

2、責任の所在の明確化、実効性のある罰則です。

まず、管理責任です。盛土等が行われた土地について土地所有者等、すなわち、所有者、管理者、占有者になりますが、常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化しております。下の図の右側のピンク色の部分です。

次に、監督処分ですが、災害防止のために必要な時は、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても是正措置命令等を出せるような仕組みになっております。

図で言いますと、工事施工の時には、造成主、工事施工者に対して施工停止命令、災害防止の措置命令、施工後の適正な管理においては、改善命令として、例えば、過去の土地所有者等、原因行為者に対しても是正命令が出せる仕組みとなっております。

罰則については、条例による罰則の上限より高い水準に強化されておりまして、一番下の実効性のある罰則というところで、例えば、最大懲役が3年以下、罰金が1,000万円以下となっており、実効性のある罰則を定めております。

次に22ページをお願いします。

規制区域のイメージ図です。左側の引き出しにあるように宅地造成区域は、赤く囲まれたエリアになります。市街地、集落、人家等が存在するエリアを宅地造成等工事規制区域として指定します。

それから右側の紫色で囲まれたエリアは、特定盛土等規制区域となります。山地における崩落、土石流からの保全が必要となる市街地、集落から離れているような人家、道路までを保全対象に含みまして、このエリアを特定盛土等規制区域とします。

図にあるように、この特定盛土等規制区域を設定していくと宅地造成工事規制区域と重なる 部分があると思いますが、そこは宅地造成等工事規制区域に含まれていますので、抜いた形と なっております。

それぞれのイメージにつきましては、23ページをお願いします。

左側が宅地造成等工事規制区域となります。市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林、農地を含め広く指定することとなっております。

真ん中にあります黄色い大きな丸が市街地です。

左上にこの市街地に隣接するエリアで市街地となろうとする土地の区域があり、この市街地の右側の円が集落になります。また、この赤く塗ったところが隣接、近接する土地の区域ということで、こういったところを広く指定すると赤いようなエリアのイメージになります。これが宅地造成等工事規制区域のイメージ図となります。

右側が特定盛土等規制区域で、市街地や集落などから離れてはいるものの地形等の条件から 人家等に危害を及ぼし得るエリアを指定することとなっております。

具体的に言うと、図の上の方の山の辺りにある青い丸のところが、この特定盛土等規制区域です。

左側の丸については崩落により隣接する、もしくは近接する保全対象、人家のようなもので

すが、こういったところに土砂の流出が想定される区域を指定します。

右側の方につきましては、盛土等の崩落により土石流となって、渓流などを流下し、保全対象に達する。こういったエリアを指定することとなっております。

続きまして、24ページ。

それぞれ規制区域における規制対象となります。24ページは、宅地造成等工事規制区域における規制対象ということで、左側から三つ、①、②、③とありますが、これが造成のイメージです。

盛土であれば1mを超えるもの、切土であれば2m、切土と盛土で2mとなります。④番は先ほど申した単なる土捨て行為のようなものになりますが、こういった盛土についても2mを超えるもの、⑤番については面積500㎡を超えるものが規制対象となります。

下の図は、一時堆積ということで、仮置きのようなものですが、2mを超えるもの、それから500㎡を超えるものが宅地造成等工事規制区域の規制対象となります。

続きまして、25ページをお願いします。

特定盛土等規制区域における規制対象です。

先ほどと同じ並びになっておりまして、左側から三つが造成のイメージということで、盛土で2m、切土で5m、それから切土と盛土で5m、単なる土捨て行為についても5mを超えるもの、面積については3,000㎡を超えるものとなっております。

下の図の一時堆積につきましては、5mかつ1,500㎡を超えるもの、右側につきましては、3,000㎡を超えるものが規制対象として定められております。

(事務局 森林整備課 竹下課長補佐)

最後に土砂に対する今後の対応ですが、盛土規制法の規制区域の指定について必要となる基 礎調査を今年度に着手する予定でいます。

関係市町村との連携ですが、基礎調査の実施の段階から盛土に関する情報共有を図っていきたいと思っています。

それから規制に向けた連絡体制を整備していきます。

住民説明ですが、地域住民の方から通報等の協力が得られるよう説明会の開催や広報紙への 掲載など、積極的な対応を図っていきたいと思っています。以上です。

(座長)

ありがとうございました。

事務局からこれまでの検討会の検討の総括と今後の対応について、廃棄物、土砂を分けて説明がありました。

まず、廃棄物等につきまして、質問、意見をお伺いしたいと思います。

Web参加の方は挙手機能を使ってお知らせ願いたいと思います。

質問ございますでしょうか。

(委員)

確認ですが、8ページ目の最初の絞り込みのところで、廃棄物と使用済み物品に分けています。想定している規制は、例えば、処理の置き場を明らかにして、そこに積み込むまでの規制かと思います。

少し心配なのは、有価物であろうがなかろうが、例えば、廃棄物で盛土のようなものを作った場合に、盛る途中は監視するので良いのですが、作ってしまってその後は監視をしないというように読み取れます。基準に則って作っていれば、良いと感じられますが、その辺はいかがですか。完成後はそのまま放置されてしまうのでしょうか。教えてください。

(事務局 中川課長)

大気水質保全課からお答え申し上げます。

今の御質問は、廃棄物を処理したものや使用済み物品が持ち込みされている時は監視しているので大丈夫だけれども、その後、型を作って動かなくなってしまった後、どうなるのかという御質問だと思います。

まず、廃棄物と汚泥等を処理して土木資材として使えるようになったものにつきましては、 一時的な保管については規制の対象としますが、土木資材として使えるもので土地造成等が他 法令に則って行われる場合については、その他法令での監視の下で適正に利用をしていただく ということで、そこは今回の検討の対象には入っておりません。

また、保管に係る部分については、基準を設けております。その基準に則って生活環境保全 上の支障がないように適切に保管をしていただくということで、一時的な保管ですので、将来 的な出し入れやその後事業場を閉鎖するようなことがあれば、その保管物はすべてなくなると いうことになります。以上です。

(委員)

わかりました。どうもありがとうございました。心配なのが、一時的に保管しているよと言いながら、それが半永久的に保管となる場合も出てくると思います。

環境に対する影響ということがメインで考えられていると思いますが、その山積みした有価であろうとなかろうとその廃棄物の安定性も問題となると思いますが、その辺のモニタリングや規制は、現行では、一時保管物に対してないのですか。

(事務局 中川課長)

はい、委員がおっしゃっていただいたように、持ち込まれたものが、ずっと残ってしまうようなことがあると、事例1で御紹介したような堆肥原料として持ち込まれて放置されてしまう状況が起こりますが、まず、御検討いただいたなかでは、そういった持ち込まれるような場所について、行政が早くその場所を把握して、事業者により適切な保管が行われるように基準を守って、ずっと物が残るような取り扱いが行われないという運用をしていくということが一つでございます。

そしてもう一つ、検査をしなければならないような事態が発生するかということですが、廃棄物処理法の横出し的な規制を今まで御検討をいただいてきておりましたけれども、廃棄物処理法の中ではこういった保管に対して、保管事業者さんが何らかの検査をしなければならないという規制がない状況でございますので、そこは心配がないというふうに考えております。以上です。

(委員)

はい。わかりました。ありがとうございました。

最悪の状況を想定すると、これで大丈夫かなという懸念も少なからず残りますが、要は、住 民の協力を得て、どれだけ早くそれを発見するかということが勝負になると感じました。

(座長)

その他廃棄物に関する質問ございますでしょうか。

質問がないようですので、廃棄物等に関連する御意見、先ほど今までの総括がありましたが、 抜けているものや足りないもの、他に何かお気付きのものがございましたら、お受けしたいと 思います。

(委員)

ごみ屋敷の問題のようにいわゆる廃棄物でないものについても周辺に迷惑がかかるものはあり得るわけでそういったものについての規制は、どのようにお考えになったのでしょうか。

(事務局 中川課長)

廃棄物以外のものについて、廃棄物でなくても生活環境保全上の支障が生じるものがあるということで、御意見をいただいておりました。

それにつきましては、廃棄物を処理した中間処理後物であるとか、金属くず等、不要になったものが回収されたものは、廃棄物でなくとも規制の対象として、基準を設けて生活環境保全上の支障を防止していきたいと考えております。

委員からお話がありましたごみ屋敷ということになりますと、一般廃棄物となりますので、一般廃棄物は廃棄物処理法の権限が市町村にあるなかで、こちらでは県の検討ということで、産業廃棄物と産業廃棄物を処理したもの、その他廃棄物を処理した廃棄物にあたらないもの、使用済み物品を対象に検討をしていったわけでございまして、その中で廃棄物でないものについても生活環境保全上の支障を防止する必要があるものは漏れなく対象として検討をしてきたという認識でおります。

(委員)

そうなのですが、他の委員からもありましたよね。

鉄くずのように相場によっては、ゴミとなるが、その市場の価格がそれほど高くないときは、 積み上げておき、高くなったら売るといったようなものがある。

金属くずは、この廃棄物のカテゴリーの中には入らないけれども、あちらこちらで空き地に 積み上がってしまい危ないものとなる。ただ、金属くずは廃棄物じゃないわけですよね。いる ものとして保管しているわけだから。

そういったものが周辺の環境に影響を与えるというケースを委員の先生方からも指摘があったと思いますが、それについてはどう考えられましたか。

(事務局 中川課長)

説明が少し言葉足らずであった部分があり、申し訳ございません。

今まさしく委員がおっしゃっていただいたことは、使用済み物品の中で対象として、適正な保管を行っていただき、事前に届出もきちんといただいて、規制の対象としていくという意見でまとめている資料とさせていただいております。

説明の仕方と資料の作りで、誤解を産んでいる部分があるかと思いますが、委員がおっしゃっていただいたことについては、対象に含まれているという認識でございます。

(委員)

③番ですね。

(事務局 中川課長)

そのとおりでございます。

(委員)

それを条例等で作る時に立法技術として書いていただくのはかなり難しいですよ。できそうですか。

(事務局 中川課長)

今、使用済み物品等の規制を行っている自治体も幾つかございますので、そちらの規制の作りを参考にさせていただくなかで、また専門の先生にも御相談させていただきながら、対象を明確にした制度を作っていきたいと考えております。

(委員)

はい。

(座長)

それでは他に廃棄物に関する御意見ございますでしょうか。

(委員)

大変丁寧にまとめていただいて、全体として問題ないものと考えております。

それから、抜け落ちがないように連携をしていただけるということなので、非常によく整理 されたなと思っています。

二つだけございます。

留意点にも書いてありましたが、特に基準の設定について、今まで基準がないところに対して保管の基準を設定するので、事業活動に配慮して、少し注意深く進めていただきたいと思っています。

現段階のものについての意見ということではないのですが、実際に運用する際には、十分に注意して設定をしていただきたいということと、資料の13で保管基準を設定されており、この辺りも廃棄物処理法と類似と書かれていますが、法令と同じレベルまで厳しく細かく設定するかどうかというところも、最終的に検討していただくことになると思いますが、考えていただいたら良いかと思います。

危険性や有害性の観点から、廃棄物処理法で厳しく設定されているところもございますので、 それを製品に対して、同等で行うかどうかというところは、少し配慮をした設定をされると良 いかと思っております。以上です。ありがとうございました。非常によくまとまっていると思 いました。

(座長)

ありがとうございました。その他、廃棄物に関連して御意見ございますでしょうか。

廃棄物につきまして、今委員の方々から、使用済み物品についての規定の仕方や保管基準等 につきまして、記載には注意した方が良いという御意見がありました。

それを受けまして事務局いかがでしょうか。

(事務局 中川課長)

昨年、2月にこの検討会を始めたわけですが、本当に委員の皆様方からたくさんの意見をい ただきました。

その意見を基に、本県において発生した事案における課題を整理して、さらに類似の問題が発生し得る対象を洗い出し、廃棄物処理法その他規制法令とその運用、さらには他県での規制の状況などを整理させていただきまして、廃棄物等に係る今後の対応について、総括をさせていただくことができました。

委員の先生からも本日、たくさんの御意見がございましたが、産業廃棄物はもとより、その廃棄物を処理したものや金属くずなどのいわゆる街中のヤードで保管されている使用済み物品、そういった廃棄物でないものであっても不適正な取り扱いによっては、悪臭が発生したり、火災が発生したりして、私たちの生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものについては、その適正な保管について規制をしていく必要があることが確認されました。

一方で、本日も委員の先生から御意見を頂戴いたしましたが、規制は事業活動へ影響を及ぼすものであるということから、善良な事業者がほとんどですので、その事業者への影響を考慮した効率的な規制である必要があり、また、実効性が担保される必要があるということも、これまでの検討会のなかで意見をいただいております。

さらに制度があったとしても、その運用において、例えば、市町村と県の住み分けなど隙間を作ると、そういったところからこぼれ落ちてしまうものが出て、規制が意味のないものになってしまうということで、関係機関との連携が必要、重要であるということが、整理されました。

以上、簡単ではありますが、本日の意見も頂戴するなかで、全6回の検討会議での検討の総括となります。

今後、この検討結果を踏まえて、私どももできるだけ速やかに県の施策を立案して実行に移 していくことが求められているわけでして、本県の良好な生活環境を保全し、次世代に引き継 いでいけるように努力して参りたいと思いますので、引き続きお願いいたします。

(座長)

続きまして、土砂の部門に移りたいと思います。

土砂に関しまして、まず御質問の方をお受けしたいと思います。

御質問ある方、挙手をお願いします。

(委員)

資料19ページの盛土規制法による課題への対応の②番で、適正な盛土の造成とこれに対する対応のところに「有資格者の設計による盛土の構築を義務化」とありますが、この有資格者

というのは、具体的に、例えば○○士の何級とか、そういった資格というのは、あるのでしょうか。

(事務局 森林整備課 竹下課長補佐)

現段階では、はっきり明記したものは出ていないので、こういった意図を持って対応してい くということになります。細かい省令のようなものが出るのが、もう少し後になると思います。

(座長)

次の委員お願いいたします。

(委員)

率直なことを言わせていただくと、1年間私たちは何の仕事をさせていただいていたのかが、 よくわからないです。というのは、資料が新しくできた盛土規制法の説明だけなのですよ。

盛土規制法ができて、省令ができないと対応ができないと言って先延ばしにはなっていましたが、色々と意見は言いました。どこに反映されているのですか。

(事務局 森林整備課 竹下課長補佐)

いろいろ意見をいただいたなかで、盛土規制法というのは、後から出てきた話なので、これがこれまでの課題に対して対応できる法律ということもあるのですが、市町村との連携や地域住民からの情報提供のほか、そういったものの連絡体制というものを今後強化していくことになります。

(委員)

それを検討するのが、この検討会の役割だったのではないのですか。

関係各所との連携、住民からの意見聴取、それをこの1年間で調べるのではなかったのですか。法律ができなければ、市町村と県の連携はできないのですか。それは、法律ができる前からわかりきっていたことですよね。何のために意見を出したのですか。

(座長)

本当に申し訳ございません。廃棄物と土砂を分けた時点で、進行の度合いが違うので、分けて検討させていただいて、土砂につきましては、法令が施行されるということで、我々としまして先生方の意見について実際に反映していくというところが、本当に申し訳ないのですが、おろそかになったというところがあったかもしれません。

(委員)

建設的なことを言うと、これから土砂については、また仕切り直して二、三回意見を聞かな ければいけなかったのではないですか。

土砂については法律ができたので、法律の規制で何とかなるから法律の規制を待ってという 話でしたが、この資料は何をまとめようとしているのですか。

(事務局 中川課長)

委員、申し訳ございません。

私から少し補足をさせていただきたいと思います。

2月にこの検討会を立ち上げて、土砂と廃棄物、共通の課題があるということで検討を進めていくなかで、盛土規制法ができて、法律ですので当然動かしていかなければならないということで、その盛土規制法を検討していくうえで、土砂については、本県における課題が大分解決できそうだということで、まず、前々回の検討会議の中で法律を主体にして検討を進めてはいかがでしょうかということで御意見をいただきました。

盛土規制法の施行というのは、区域を指定して、初めて施行ができるということで、早速、12月の議会において、その区域指定に係る調査費用を補正予算で組んで、資料の26ページのところにもあるとおり基礎調査の実施ということで、令和4年度中に着手するという体制を今整えつつあります。

ここまで全国的に見ても、かなり早いスピードで基礎調査に着手できていると思いますので、 そこは検討会で早く盛土規制法の施行を主体として、組み立てていくべきだというような御意 見をいただいた成果であると考えております。ありがとうございます。

その中で基礎調査の実施にあたり市町村との情報共有を図っていくということで、細かいと ころが説明不足でして、申し訳ございません。

けれども、そこは今後連携を図りながら、しっかりと区域指定が速やかにできるような調査 を実施していくということに現在なっておりますので、委員の御指摘に十分お答えできていな い点はあるかとは思います。

しかし、県としましても、早急にできること、意見をいただいたものは、対応していくということで取り組んでおりますので、説明の足りなかった部分、それからきちんと検討できてない部分があったことについては、本当に申し訳ございません。

(委員)

私も全くナンセンスなこと言ったわけではないと思います。以前の会議で、市長会の委員さんも同意してくださいました。

県と市の役割分担、簡単に言うと、静岡県と熱海市の役割分担が重要だったわけで、それを やってくれるものと期待していたから、私も一生懸命意見を出していたのですが。

(事務局 中川課長)

色々と本当に至らぬところがあり、申し訳ございません。

市町村と県との連携につきましては、土砂だけでなく、廃棄物についても同じことでございます。

委員の方から制度ばかり作ったとしても、その運用にあたって隙間を作ってはいけないということで御意見をいただいております。

それは今、委員がおっしゃっていただいたように、熱海の事例で、面積が幾つ超えたから、 県の条例、それ以下だから市の条例だというところがあって、大きな問題になってしまったと いうことを教訓におっしゃっていただいたことだと思います。

廃棄物も、先ほど一般廃棄物は市町村で産業廃棄物は県だからというようなことも申しました。

しかし、やはり法律の区分けはあるなかで、連携していかなければならないということは、

委員の先生方から繰り返し教えていただいておりますので、そこは肝に銘じて、土砂や廃棄物等について今後どうしていくのかという連携体制はしっかりと整えていくつもりでいます。

連携体制までここで説明することができず申し訳ないのですが、この検討会議においては、 県の市長会と町村会からも来ていただいていますので、土砂、廃棄物等について県がこういっ た課題を認識して検討しているということは、市町村にも伝わっております。

そこで、今後、しっかりと連携をし、隙間のない法律運用、それから既存の条例の運用、そして新たに今回の検討会を踏まえて、構築していく規制のための制度の運用をしっかりとやっていきたいと思っております。

(委員)

非常に言葉を荒げて感じが悪かったと思いますが、このぐらい言わないと多分反映されない だろうなと思ったからです。失礼しました。

(事務局 森林整備課 竹下課長補佐)

すみません。市町村との連携ですが、この後、基礎調査、要は宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の区分けをするにあたり、市町村と連携しながらこの区域をどういった区域にするのかということをお互いに検討しながら、同時に連絡体制等の構築もしていく予定でいます。今後の基礎調査と同時期にこの作業をしていく予定でいます。

それから当然、市町村だけではなくて、地域の方からの情報共有、通報等が得られるように、 市町村との連絡をもう少し密にとっていく予定でいます。

市町村にこの規制法の情報を全く提供できないまま打ち合わせをするという段階ではないと 考えまして、基礎調査である程度方向性ができ上がってから綿密に市町村と連絡を取る予定で います。

(座長)

先生の御不満の部分、今からある程度制度の中で可能な限り、努力いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

他に御意見等ございますでしょうか。

(委員)

土砂に関して、22ページ、23ページに色々と書かれていますが、これは国の示したものであって、それに対して今までこの会議、今日で6回目ですが、色々と委員の皆さんが意見を言われていました。それがどこにも反映されていないです。

山梨県ではこういう方向で、進みたいとか、進む予定だというのを一言入れてもらえれば良かったのにと、とても残念に思います。

それに関しては、今後さらに県の中で詰めてもらう必要があると思います。

20ページの盛土規制法の内容についてですが、この黒い四角枠の中で最終的に完了検査が済めばもう終わりという流れになっていると思いますが、これに関しては、何回も言ったような気がするのですが、熱海の事例もあるので、完成後の安定性がとても重要になってきます。

安定性のモニタリング及び排水のモニタリングが必要という話をしたのですが、それも入っていないのはとても残念です。

排水対策が重要だということがやはり抜け落ちています。その辺どうなのでしょうか。 山梨県はこういった盛土があったら、今後この基準だけではなくて、この検討会で出た意見 を反映して、盛土を管理していくというお気持ちでおられるのか、私の中では疑問になってき ました。その辺どうなのでしょうか。

(事務局 森林整備課 竹下課長補佐)

法律の施行にあたり、実際運用する手引きのようなものは当然作っていきますので、そういったなかで、こういったところに気をつけるという細かいところを入れていく予定でいます。

(委員)

それに対して、検討会で今まで各委員の皆さんが意見を言われたのではないのかという気が します。各委員からの指摘や意見に対する対応策を出すのであれば、今だったのではないのか と思います。

今回の検討会で山梨県としてはこういう意見があったので、これを反映したいという一言があれば、私の心象も変わっただろうと思いました。

(事務局 森林整備課 竹下課長補佐)

それは本当に申し訳ありません。

当然いろいろな意見をいただいていますので、手引きなどを作るときにはそういった意見を もう一度精査しながら、反映していきますので、よろしくお願いします。

(委員)

ぜひよろしくお願いします。

(座長)

次の委員さん、お願いします。

(委員)

17ページです。

適正な盛土の造成の中で工事中断による盛土の放置、安全性の確保という点で、方向性として事業者の能力に関わる基準の設定が大変重要であると以前も申し上げた記憶があるのですが、 やはり事業者の能力、色々な過去の事例を見ると、本当にこの事業者はしっかりと施工管理ができるのかと、大体そういうことができる会社が起こす事例というのは、あまりないだろうと思います。

やはり許可を得ていないとか、技術者がいないとか、そういったところに知識もないとか、 そういった会社が、あるいは事業者が起こす事例が目についているということをこれまでの経 験から思います。

その辺をある程度限定すれば、かなりの部分で抑制できるような気がしますので、ぜひ検討していただければと思います。この部分というのは、その後の部分にリンクしてくるような気がします。

それと、代執行の時の事業主の能力、財務的な部分も含めた能力も、許可業者であれば、そ

の部分の担保もありますし、公共事業に参入する場合の経営審査などの部分も審査対象になっていると思いますので、そこの部分をうまく限定できれば、その後も対応がしやすいと感じております。

それと19ページ。よく問題になるのは、事業者の変更、土地所有者の変更です。

まずは、事業者が事業の途中で事業継承をその他の方に変更した場合の対応です。

出来るだけ早く速やかに、かつ、もう一度、新たな事業主が適正な事業主体なのかどうかということの判断、そして再許可、許可を継続すべきかどうかの判断をするべきかと思います。

それと所有者が頻繁に変わるということが、おそらく熱海の例でもあったかと思います。

その際の所有者の変更が生じた場合の対応、特に所有者の場合は、名義上の所有者と実体上の所有者が違うという場合、どこに責任があるのか。

この中でも所有者の責任が書かれていますが、その所有者自体、また事業者がどういった変遷をして、こうした状態になったのかという過去の部分を、もし色々な問題が生じた時、追跡の時のために、資料を継続して残しておかないと、その後の対応が非常に難しくなると思います。

一連の盛土行為の中で事業主体と所有者の、その都度、その都度の明確化をお願いしたいと 思います。以上です。

(事務局 森林整備課 竹下課長補佐)

所有者等、事業者の変更は当然こういった許可の変更対象になりますので、その辺は適正に 審査していく予定です。

(委員)

先ほど来の意見とも重なりますが、そもそも検討会というのは、生活環境保全のための新たな対応策検討会議ですよね。

ですので基本は生活環境保全というところにあるのではないかと思います。

しかし、特にこの土砂に係る検討について、この盛土規制法というものが、この間にできた ことから盛土規制法に引っ張られてしまっていて、今日のまとめも盛土規制法の内容がほとん どを占めてしまっている。盛土規制法というのは、あくまでも災害防止の観点のものであると 思います。

もともと宅地造成規制法の改正で作られ、国土交通省で所管しているものであるため、災害防止の観点というものであって、生活環境保全の観点とは、少し異質なものではないかと思うわけです。

特に重要なのが、既存盛土の管理のところで19ページのところです。結局、出てきているのが規制区域内の土地所有者等に対する災害防止措置の勧告や改善命令、罰則の制度化ということで、これも災害防止という観点です。

既存盛土について生活環境保全のためのどういう規制をするのかということについて、先ほどもお話が出た排水基準ですが、検討会の中で生活環境保全という観点から出た意見が、ほとんど反映されていないと私も感じております。

これでは単に盛土規制法ができましたので、それをやりますというだけの内容のものになってしまっていると思います。

もう少しこの生活環境保全の観点からのものを入れてもらいたかったという感じを受けます。

以上です。

(事務局 森林整備課 竹下課長補佐)

すみません。今回の資料は先ほどからお叱りを受けているように盛土規制法に偏った説明になってしまいましたが、やはり委員の方々から度々いただいております市町村の連携、地域住民の方との繋がりのようなものをこれから法施行に向けての作業と一緒にやっていこうと思っています。

そういったところが生活環境の保全に直結してくると考えますので、その辺の対応は当然や るつもりでいます。以上です。

(座長)

他にございますでしょうか。

(委員)

あと1点、宅地造成規制法の一部を改正する法律が、この5月26日から施行されると国交 省が発表していますが、先ほどの課長さんの説明のなかでこの調査の費用が12月議会で計上 され、採決されているということで、今後調査が進むと思います。

5月26日の施行期日、開始日には、当然間に合わないと思います。やはりこれだけのこと を規制するので、急げば良いというものでもないかと思います。

今まで、過去に宅地造成規制法、山梨県で指定している例はないと聞いておりますが、わかる限りで良いのですが、その先の概ねのスケジュールについて教えていただければと思います。

(事務局 森林整備課 竹下課長補佐)

まず、令和4年度から始まる基礎調査で約1年を考えています。

その中で同時に市町村との連携等色々な啓発活動をしながら、区域の指定を考えています。 どの時期からとは言えないのですが、規制開始については周知期間等を含めながら、検討して いきたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。ぜひ慎重に、また時間をかけて対応していただければと思います。 よろしくお願います。

(座長)

ありがとうございました。他に御意見ございますでしょうか。

ただ今土砂について、大変重い厳しい御意見がありました。

確かに山梨県としてどうするのか、それを皆さんの意見を聞いて、土砂についても対処していくというお話が出発点でございました。

その辺につきまして今後、この規制法等の中でどのような方針で進めていくかを最後に事務 局でまとめて発表していただきたいと思います。

(事務局 森林整備課 竹下課長補佐)

昨年度には、静岡県の熱海市で発生した土砂災害が起き、また山梨県の中でも違法な盛土が 残置される事例が起きる等、土砂について課題が見えてきた年でした。

昨年から今年にかけて委員の皆様から適正な盛土を施行させることや県や市町村との連携、 措置命令等の適時、適切な発出、抑止となる罰則・罰金の強化といった意見をいただいて、ま た、そのあと公布された盛土規制法と併せて土砂の課題について、対応方針を明確にすること ができたと考えています。

また、盛土規制法が優良な事業者に対して、過度な規制にならないようにという意見もいただいています。

今後の業務において、有用な意見をいただきましたことを委員の皆様には感謝申し上げます。 今後は盛土規制法の早期規制や市町村との連携強化、住民の方々の協力を得ながら土砂の課 題を解決して参りたいと考えています。以上です。

(座長)

それでは、この辺で締めたいと思います。

昨年2月以降、この検討会におきまして様々な御意見いただきました。

まだまだ至らないところがございますが、こちらで一旦この会は閉めたいと思います。

今後、皆様の御意見を参考にいたしまして、廃棄物等また土砂につきまして新たな具体的な 規制の制度を作っていきたいと思います。

皆様には、貴重な御意見をたくさんいただきまして誠にありがとうございました。

最後に事務局で何かございますでしょうか。

特にないようですので、終了したいと思います。

委員の皆様には円滑な議事の進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

3 閉 会

(司会)

これをもちまして第6回生活環境保全のための新たな対応策検討会議を終了いたします。 長期間にわたり、誠にありがとうございました。